

第23期第2回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和7年6月13日（金） 13：30～14：25

II 場 所：福島県水産会館 研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

(1) 議案

- 議案第1号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について
- 議案第2号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について
- 議案第3号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問・答申）
- 議案第4号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について（まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群）（諮問・答申）
- 議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について
- 議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について
- 議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について

(2) 報告事項

- ア ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について
- イ 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第61回）の結果について

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

- 1 委 員（14名）
今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員

狩野 一男 委員 平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員
 久田 要一 委員 森田 政利 委員 吉田 康男 委員
 渡邊 登 委員 宮崎 奈穂 委員 渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)
 氏居 俊夫 委員 宮下 朋子 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長 (併) 海区事務局長	平田 豊彦
水産課主査	平川 直人
水産課技師	御代 侑希
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主任主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	山廻邊 昭文
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 次長 (業務担当)	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	佐藤 琴美
〃 主事	新妻 樹
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（佐藤次長）	定刻となりましたので、これより第23期第2回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局（佐藤次長）	はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。
今野会長	みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中、第23期第2回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は議案7題、報告事項2題を予定しております。十分に御審議いただくことをお願いしまして、私からの挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。
3 出席状況報告	
事務局（佐藤次長）	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員15名中、13名は会場に御出席をいただいております。渡邊千夏子委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、出席委員数は14名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
4 議事録署名人選出	
事務局（佐藤次長）	議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では会長、よろしく申し上げます。
今野会長	それでは、議事録署名人には平委員、永瀬委員を指名いたします。両委員には、よろしく申し上げます。
両委員	（「はい」との声あり）
5 議題	
事務局（佐藤次長）	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく申し上げます。
（1）議案	
議案第1号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について	
議長	議案第1号「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」

	<p>を議題といたします。 詳細について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(佐藤次長)</p>	<p>はい、議長。 事務局の佐藤です。 議案第1号「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を御説明いたします。 資料の4ページをお開きください。 漁業調整委員会には漁業法第134条により、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会の3つの委員会が規定されております。 このうち広域漁業調整委員会の設置について御説明します。 広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うため、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されております。 海域毎に太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会の3委員会があり、本県は太平洋広域漁業調整委員会に委員を選出してあります。 太平洋広域漁業調整委員会の委員構成は3のとおりで、北海道から宮崎県までの各県海区委員会からの互選委員18名、大臣選任の漁業者代表委員7名、大臣選任の学識経験者3名で構成されてあります。 今回は、3の(1)である各海区漁業調整委員会の代表者となる委員を、福島海区漁業調整委員会の中から互選していただきます。 4の機能等は省略させていただき、直近の議題について説明いたします。 5に令和6年度の議題を記載しております。令和6年度は2回開催されており、キンメダイやクロマグロに関する委員会指示や広域魚種の資源管理について協議されました。 最後に、資料5ページの6を御覧下さい。 本日、互選いただく太平洋広域漁業調整委員会委員の任期は、前任者の任期満了となる令和7年10月1日から令和11年9月30日までとなります。 議案第1号「太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」</p>

	の説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、御推薦をお願いします。
永瀬委員	はい。
議 長	はい、永瀬委員。
永瀬委員	沖合漁業も含めて、広域漁業に精通している鈴木哲二委員が適任と思われますので、鈴木哲二委員を推薦したいと思います。
議 長	ただいま、鈴木哲二委員を推薦する意見がありましたが、他に御意見はありませんか。
各委員	(意見なし)
議 長	他に意見がなければ、鈴木委員を太平洋広域漁業調整委員会委員に選任することで御異議はございませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	それでは、鈴木委員を太平洋広域漁業調整委員会委員に選任することに決定いたします。 鈴木委員、よろしくお願ひします。
鈴木哲二委員	よろしくお願ひします。
議案第2号	福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について
議 長	議案第2号「福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について」を議題といたします。 詳細について知事部局から説明をお願いします。
平田課長	はい、議長。 水産課の平田です。 議案第2号「福島県水産業振興審議会委員候補者について」を御説明いたします。 資料の7ページをお開きください。 福島県水産業振興審議会は「附属機関の設置に関する条例」に基づきまして、知事の附属機関として設置されております。水産業振興計画の樹立や実行など、水産業に関する重要事項を調査・審議することと定められております。 資料の8ページをお開きください。 委員の構成ですが「福島県水産業振興審議会規則」第2条に基づき、第1号委員として市町村の長、第2号委員として水産業関係団体の役職員又は農林中央金庫の職員、第3号委員として海区漁業調整委員会の委員、第4号委員として漁村の青年婦人組織を代表する者、第5号委員として学識経験を有する者、合計15名の委員で構成されています。 任期は規則第4条のとおり2年間となっており、現委員の任期は、令和5年11月1日より令和7年10月31日までとなって

	<p>おります。</p> <p>資料の10ページをお開きください。</p> <p>現委員の名簿でございます。海区漁業調整委員会が構成員となる第3号委員については、宮下册子委員に就任いただいております。</p> <p>資料の6ページをお開きください。</p> <p>知事から貴委員会への依頼文でございます。現在の水産業振興審議会委員の任期が今年の10月末で満了いたしますので、後任委員の推薦について、貴委員会に依頼するものでございます。</p> <p>最後に、資料の11ページをお開きください。</p> <p>これまでに第3号委員に就任いただいた貴委員会委員をお示ししたものでございますが、水産業振興審議会においては、漁業関係者の委員が第2号委員としてすでに構成員となっていることから、これまでは学識委員または中立委員から推薦をいただいております。</p> <p>説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、御推薦をお願いします。
平委員	はい。
議 長	はい、平委員。
平委員	これまでと同様に、中立・公正な立場で参加していただくため、弁護士の宮下委員が適任と思われまますので、宮下委員を推薦したいと思います。
議 長	ただいま、宮下委員を推薦する意見がありましたが、他に御意見はありませんか。
各委員	(意見なし)
議 長	他に意見がなければ、宮下委員を福島県水産業振興審議会委員に推薦することで御異議はございませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	<p>それでは、議案第2号「福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について」は、宮下委員を推薦いたします。</p> <p>宮下委員、よろしくお願いたします。</p>
宮下委員	よろしくお願いたします。
議案第3号	特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)
議 長	<p>議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>

平田課長	<p>はい、議長。 水産課の平田です。 議案第3号「特定水産資源の漁獲可能量の変更（くろまぐろ）」について御説明いたします。 資料12ページをお開きください。 令和7年6月2日付け7生流第990号で貴委員会へ諮問しております。 今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」に関して、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7管理年度における、国から都道府県に配分されている都道府県別漁獲可能量に変更されたことから、知事が定める知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、漁業法の規定に基づき貴委員会の意見を求めるものです。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
平川主査	<p>はい、議長。 水産課の平川です。 議案第3号の内容について御説明します。 資料13ページを御覧ください。1の「概要」を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明します。 特定水産資源のうち「くろまぐろ」について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7管理年度における当初の知事管理漁獲可能量は、今年2月に貴委員会へ諮問の上決定し、令和7年3月28日に告示しております。 今般、国において定める都道府県の漁獲可能量が、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、知事は福島県資源管理方針第8による別紙1-1に即して、知事が管理する区分における漁獲可能量を変更することとなりますので、貴委員会の意見を求めるものです。 4の「変更の内容」の表を御覧ください。 表の中の太い枠で囲んだ部分が、今回の変更に関する部分です。 まずは、都道府県別漁獲可能量についてです。 農林水産大臣からの変更通知に基づき、くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量が、当初の22.9トンから34.1トンに変更され、11.2トンが追加で配分されました。 次に、知事管理区分に配分する数量についてです。 令和7年4月1日から9月30日までの福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）においては、当初の11.4トンから13.6トンに変更し、2.2トンを追加で配分しています。 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）においては、当初の11.5</p>

トンから20.5トンに変更し、9.0トンを追加で配分しています。

この内容について、資料14ページを御覧ください。

(1)の「都道府県別漁獲可能量について」を御覧ください。

まず、小型魚の追加配分11.2トンの内訳ですが、令和6管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰り越し0.6トン、令和6管理年度の当初配分量の比率によって算定された配分として1.3トン、消化率メリットとして令和6管理年度分の消化率が8割以上の都道府県が対象となる配分が9.3トンとなっております。

なお、大型魚については、混獲があった場合の管理分として配分されている数量であるため、追加の配分はありません。

(2)の「知事管理漁獲可能量の配分について」を御覧ください。

現状として、小型魚について上半期の漁獲実績は13.6トンで、当初配分していた11.4トンを2.2トン分上回っています。なお、小型魚については令和7年4月10日に採捕停止命令を発出し、4月11日から9月30日までを採捕停止期間としているところです。

今回、小型魚の都道府県別漁獲可能量の追加配分が11.2トンあったうち、上半期で当初の知事管理漁獲可能量を超過した分と同数の2.2トンを上半期に割り当て、残りの9.0トンを下半期に割り当てて配分する案としています。

資料15ページを御覧ください。

県報に登載し、告示する案でございます。

「1 上半期（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）」については「福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）」に配分する量を13.6トン、「2 下半期（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）」については「福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）」に配分する量を20.5トンとしています。

なお、福島県くろまぐろ漁業とは、本県に住所のある者がくろまぐろを採捕する漁業を指すもので、漁法を特定するものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

本県におけるくろまぐろの採捕は、国から配分を受けた数量を水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。

くろまぐろに関する漁獲可能量の告示に関しましても、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	それでは、採決いたします。 議案第3号、特定水産資源の漁獲可能量の変更(くろまぐろ)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。 全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第4号 特定水産資源の漁獲可能量の配分について(まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群)(諮問・答申)	
議長	議案第4号「特定水産資源の漁獲可能量の配分について(まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
平田課長	はい、議長。 水産課の平田です。 議案第4号「特定水産資源の漁獲可能量について(まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群)」を御説明いたします。 資料18ページをお開きください。 令和7年5月30日付け7生流第984号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。
平川主査	はい、議長。 水産課の平川です。 議案第4号の内容について御説明いたします。 資料19ページを御覧ください。 1の概要ですが、特定水産資源のうちまさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群について、令和7年7月1日から令和8年6月30日までの令和7管理年度における都道府県別の漁獲可能量について、農林水産大臣から知事に対し配分する数量に係る通知がありました。 これを受け、知事は福島県資源管理方針に則して知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。

資料 2 1 ページを御覧ください。

まさば及びごまさば太平洋系群等に関する令和 7 管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和 7 年 5 月 1 2 日付けで農林水産大臣から通知がありました。

記以下の表のうち、まさば及びごまさば太平洋系群について、都道府県別漁獲可能量は「現行水準」と示されました。

また、現行水準の場合の目安数量は「1 0 0 トン未満」と示されました。

これは、令和 7 管理年度と同様であり、震災前 3 か年の漁獲実績が反映されたものです。

続いて、まだら本州太平洋北部系群について説明します。

資料 2 2 ページをお開きください。

まだら本州太平洋北部系群について、都道府県別漁獲可能量は「試行水準」と示されました。

ここで「試行水準」の考え方について説明いたします。

資料 3 6 ページを御覧ください。

これは、水産庁が公表している T A C 管理のステップアップの考え方を示す表です。新たに T A C 管理を開始する魚種は、管理の段階を 3 段階に分ける「ステップアップ管理」とする方針が示されています。

まだら本州太平洋北部系群については、令和 6 管理年度から T A C 管理を開始しており、令和 6 管理年度は「ステップ 1」にあたる資源として、T A C 報告の義務化等の取り組みが始められました。

令和 7 管理年度は「ステップ 2」として「ステップ 1」の取組に加え、都道府県等への配分の試行が開始されます。この配分が「試行水準」です。

具体的には、まだら本州太平洋北部系群全体は「1 1, 8 0 0 トン」という数量ですが、各大臣管理区分・各知事管理区分にそれぞれ「試行水準」として配分され「試行目安数量」が示されます。

資料にはありませんが、福島県への令和 7 管理年度の試行目安数量は「1 0 2 トン」となる見込みです。

資料 3 7 ページを御覧ください。

「ステップ 2」の管理の具体的内容が、中央の列に示されています。

そのうち「漁獲が積みあがった場合の対応」に記載のとおり「ステップ 1」に引き続き、法第 3 3 条に基づく「採捕停止命令」は行われません。

資料 1 9 ページにお戻りください。4 の策定の内容を御覧ください。

先ほど御説明しました配分予定数量について、福島県資源管理

	<p>方針に定める知事管理区分への配分の基準に則して配分します。</p> <p>まさば及びごまさば太平洋系群については、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分し、まだら本州太平洋北部系群については、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「試行水準」の全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分します。</p> <p>なお、福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業並びに福島県まだら本州太平洋北部系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が漁獲量の管理を行う区分の名称です。</p> <p>これは、本県に住所がある者が、それぞれまさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群を採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。</p> <p>これを踏まえ、県報において告示する案を資料20ページにお示ししております。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号、特定水産資源の漁獲可能量の配分(まさば及びごまさば太平洋系群並びにまだら本州太平洋北部系群)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>
議案第5号 沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について	
議 長	<p>議案第5号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p>

議案第5号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。

資料は23ページからになりますが、はじめに24ページの操業禁止区域の図を御覧ください。

この指示は、富岡川河口中央正東線以南の水深100メートル以深のはえなわ漁業を承認制とし、図の斜線部分を操業禁止区域とするものです。

資料25ページを御覧ください。

指示発動までの経緯等について、御説明いたします。

昭和57年から59年にかけて、沖合の天然礁でマダラを対象とした県外はえなわ船の操業が目立つようになり、漁場を独占している状況になりました。

指示発動の理由は、はえなわ漁業は本県では自由漁業であり、他県と不平等であることから委員会指示で対応することとし、昭和60年に指示の発動が決定されました。

指示内容等の推移については表に示したとおりで、平成2年6月に県内船のみを対象とした承認枠数を決定し、最終的には平成20年2月の漁業者協議会で内容の継続が決定され、現在に至っております。

資料26ページをお開きください。

表1は承認及び操業実績を示しております。

近年は勿来支所所属船3隻、江名町1隻の合計4隻を承認していましたが、令和4年度以降は承認実績がゼロとなっております。

表2及び図1に、いわき地区におけるマダラの漁獲実績を示しております。はえなわ漁業では、平成27年に747kgの実績がありましたが、以降はございません。

現在、本県の沿岸漁業は本格操業に向けた移行期間であり、今後操業がさらに拡大していけば、従来同様の操業秩序の確保が必要ですので、従来同様の委員会指示の発動を御提案いたします。

資料23ページにお戻り下さい。

委員会指示の案について示しております。

これまでと同じ内容となっております、指示の概要について御説明いたします。

一、操業の承認は、富岡川河口中央から正東の線以南の水深100m以深の福島県海域においてははえなわ漁業を営む者は、使用する船舶毎に委員会の承認を受けなければなりません。

二、承認の対象船舶は総トン数7トン未満です。

三、操業期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までです。

四、制限又は条件として、1 操業の禁止区域、2 承認証の備え付け及び標識の表示、3 操業の協定を規定しています。

	<p>この指示に違反したときは、承認を取り消すことがあります。指示の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までです。</p> <p>議案第5号「沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について」の説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第5号、沖合天然礁はえなわ漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>
議案第6号 河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について	
議長	<p>議案第6号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>議案第6号「河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料27ページからになりますが、はじめに28ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。</p> <p>この指示は昭和56年から発動されております。対象魚種はサケで、河川の河口付近に集まるサケを保護し、増殖事業に必要な親魚の確保を促すものです。</p> <p>指示発動までの背景ですが、サケ資源増大を目指していた増殖団体からの要望で、刺し網漁業を期間限定で禁止する県漁業調整規則が昭和49年に制定されました。</p> <p>その後、海面漁獲の更なる制限が必要とされたことから、刺し網漁業に加え、自由漁業であった「はえなわ漁業」についても、委員会指示により昭和56年から禁止してきております。</p> <p>指示内容等の推移については、下段の表のとおりとなっております。</p>

	<p>資料29ページを御覧ください。表1及び図1に、本県のサケ親魚回帰状況を示しています。</p> <p>東日本大震災の影響を受けた後、回復に向かうかと期待されましたが、令和元年以降極めて少ない採捕尾数となっています。</p> <p>資料30ページをお開きください。福島県漁業調整規則第41条の2で示される区域の概念図を示しています。河口付近の半円を除く②の海域が、はえなわ漁業禁止区域となります。</p> <p>資料27ページにお戻りください。委員会指示の案について示しております。</p> <p>内容は、福島県漁業調整規則第41条の2第1号から第5号に規定する区域においては、令和7年10月15日から同年11月14日までの間は、はえなわ漁業を営んではならないとするものでございます。</p> <p>議案第6号「河口付近のはえなわ漁業に関する委員会指示について」の説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第6号、河口付近はえなわ漁業に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>
議案第7号 小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について	
議長	<p>議案第7号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を議題といたします。</p> <p>委員会指示ですので、詳細については事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>議案第7号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料31ページからになりますが、はじめに32ページを御覧ください。指示発動の背景と経緯を御説明いたします。</p> <p>この指示は、昭和27年に定置網保護のために発動され、現在</p>

	<p>はサケなどの小型定置網の周囲を保護し、他の漁業の操業を制限する内容となっています。</p> <p>指示発動の経過等については、資料に記載のとおりとなっています。</p> <p>東日本大震災前の小型定置網操業実績は、共同漁業権漁業で3か統、知事許可漁業の小型定置網が4か統の合計7か統ありました。</p> <p>東日本大震災の津波により漁具が被害を受け、すぐに操業を再開できませんでしたが、令和2年11月に相馬双葉漁協から知事許可の申請があり、磯部、鹿島で2件の許可を受けています。</p> <p>今後は操業拡大を目指し、操業の再開が見込まれることから、従来同様の委員会指示の発動を御提案するものでございます。</p> <p>資料31ページにお戻りください。委員会指示の案について示しております。</p> <p>保護区域は、網漁具張り立ての位置から前面500m、後面500m及び沖面500mの連絡線によって囲まれた区域です。</p> <p>禁止する漁業種類はまき網、固定式刺し網、流し網、機船船びき網、かご、どう及びつぼの各漁業でございます。</p> <p>指示の有効期間は令和7年9月1日から令和8年8月31日までの1年間です。</p> <p>議案第7号「小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について」の説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第7号、小型定置漁業の保護区域に関する委員会指示について、原案どおり発動することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。</p>
(2) 報告	
報告事項ア	ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について
議長	<p>続きまして、議題(2)報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア「ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考とな</p>

	<p>る数量について」を知事部局から報告願います。</p>
<p>平川主査</p>	<p>はい、議長。 水産課の平川です。 報告事項ア「ぶりの漁獲可能量による管理を行う際の参考となる数量について」の内容について説明いたします。 資料33ページを御覧ください。1の「概要」について説明します。 今回の報告は、令和7管理年度である令和7年4月1日から令和8年3月31日における「ぶり」について、水産庁が管理を行う際の参考となる数量を示したため報告するものです。 2の「経緯」として、TAC管理の状況について説明します。 「ぶり」については、令和7管理年度よりTAC管理が開始されています。 令和7管理年度分として、農林水産大臣から福島県に配分された都道府県別漁獲可能量は「101,000トンの内数」であり、令和7年2月18日開催の当委員会において、全量を知事管理漁獲可能量に配分することとして諮問し、異議なしとの答申を受け、配分する数量を定めました。 「101,000トンの内数」というのは、国として定められた「ぶり」全体の漁獲可能量が101,000トンであり、各道県と大臣管理区分に対し、それぞれ「101,000トンの内数」として、数量の区別なく配分されているものです。 「ぶり」は令和7管理年度において、水産庁の資源管理方針に定められた「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であり、具体的な配分数量は設定されないものの、水産庁から都道府県に対し、具体的な管理を行う際の参考となる数量を提示することとしていました。 「ステップアップ管理」については、資料36ページをお開きください。これは、水産庁が示しているTAC管理のステップアップの考え方です。 現在は、表の中の「1年目」の列にあたります。 ステップは3段階に分かれており、ステップ1とステップ2で最長3年間とされ、その後ステップ3として実効的な管理へ移行するという段階的なプロセスとなります。 各ステップの詳細については、資料37ページをお開きください。これは、水産庁が示しているTAC管理のステップアップの考え方であり、表の中の「ステップ1」の列に記載されているのが現在の状況です。 ステップ1の列のうち「TACの配分」という項目を御覧ください。記載として「実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない」、「ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管</p>

理を行うために参考となる数量を提示」とあります。

ここに記載される「参考となる数量」というのが、今回提示された数量です。

この「TACの配分」という項目を右側に向かって見ていくと、ステップ2では都道府県等への配分の試行を実施とあります。ここでは、漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等が検討されます。

ステップ3では配分ルールに基づき、都道府県等へ配分とあります。ここでは、漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示され、それ以外は現行水準とされます。

なお「漁獲が積み上がった場合の対応」という項目に記載のとおり、ステップ1とステップ2においては、漁獲が積み上がっても漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。

資料33ページにお戻りください。

3の「管理を行う際の参考となる数量について」を説明します。

管理を行う際の参考となる数量について、水産庁は事務連絡によって数量を示しました。

資料34ページを御覧ください。

令和7年4月16日付けの水産庁からの事務連絡です。

水産庁は、福島県について、令和7管理年度における「ぶり」の管理を行う際の参考となる数量を、表の右端の列に記載のとおり「30トン」と示しました。

この「30トン」という数量は、都道府県及び大臣管理区分の合計である101,000トンに対し、福島県分の参考シェアである「0.03%」を掛けて算出されたものです。

この「0.03%」という値は、令和3年から令和5年までの、都道府県及び大臣管理区分の3か年の漁獲実績シェアの平均値です。

つまり、令和3年から令和5年までの漁獲実績を配分対象となる38都道府県と、大臣管理区分を合わせた区分で分けた際に、福島県の割合が0.03%であり、これを令和7管理年度の福島県分の参考数量の算定に用いているということです。

資料33ページにお戻りください。

3の「管理を行う際の参考となる数量について」の、黒ポツの3番目の部分です。

先ほども申し上げましたが、現在は「ステップアップ管理」の「ステップ1」の段階であるため、漁獲が積み上がった場合でも漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は発出しませんこととしています。

説明は以上です。

議長

ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。

各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項イについて	全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第61回)の結果について
議長	報告事項イ「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第61回)の結果について」を事務局から報告願います。
事務局(佐藤次長)	<p>はい、議長。 事務局の佐藤です。</p> <p>報告事項イ「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会(第61回)の結果について」を御報告いたします。</p> <p>資料の38ページをお開きください。 本県は全漁調連の会長県となっておりますので、本通常総会を5月12日に山口県山口市において、山口県と連携し開催してまいりました。本県からは今野会長以下、事務局職員6名が出席し対応いたしました。</p> <p>資料の41ページの次第を御覧ください。 議事は第1号から5号議案のとおりで、第1号議案は「令和6年度の事業報告及び収支決算」、第2号議案は「令和7年度の事業計画及び収支予算案」、第3号議案は「令和7年度中央要望活動の要望書について」、第4号議案は「次期総会の開催地について」、第5号議案は「次期役員選出について」、それぞれ慎重な審議が行われ、いずれの議案も異議なく可決されました。</p> <p>資料61ページをお開きください。 第3号議案の要望内容では、これまでどおりの7項目の要望事項を柱に、各ブロックから要望が出された新規要望項目として、海区漁業調整委員会の事務局職員に対する研修強化や委員会の役割等に関する解説書の作成・配布、またクロマグロ資源回復に伴うイカ等の水産資源への影響評価とイカ釣り漁業への被害低減技術開発などの新規項目が盛り込まれました。</p> <p>第3号議案で議決した要望書に基づき、会長以下役員が6月から7月に水産庁はじめ中央省庁への要望活動を行う予定としております。</p> <p>また、第4号議案の次期総会開催地は東京都となりました。 資料84ページをお開きください。</p> <p>第5号議案では、本県今野会長の会長職任期満了に伴い、次期会長に山口県日本海海区の中島会長が選出されました。</p> <p>東日本ブロック役員については、副会長に青森県東部海区の松本会長、理事に宮城海区の尾定会長と茨城海区の清水会長、監事に神奈川海区の櫻本会長がそれぞれ選出されました。</p> <p>報告事項イ「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総</p>

	会（第61回）の結果について」の説明は以上です。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	（質疑なし）
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議長	これで予定された議題について、すべて終了いたしました。 これをもちまして、第23期第2回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

令和7年6月13日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野智光



議事録署名人 : 平 仁一



議事録署名人 : 永瀬哲浩

